

平成29年(厚)第6191号

平成30年10月31日裁決

主文

後記「事実」欄第2の2(2)記載の原処分を取り消す。

事実

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人(以下「請求人」という。)の再審査請求の趣旨は、後記第2の2(2)記載の原処分を取り消し、請求人が60歳に達した日を受給権取得年月日とする厚生年金保険法(以下「厚年法」という。)附則第8条の規定による老齢厚生年金(いわゆる特別支給の老齢厚生年金。以下「特老厚年金」という。)の支給並びに請求人が65歳に達した日を受給権取得年月日とする公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律(平成24年法律第62号。以下「機能強化法」という。)による改正前の国民年金法(以下「改正前国民年金法」という。)第26条の規定による老齢基礎年金(以下「改正前老齢基礎年金」という。)及び機能強化法による改正前の厚年法(以下「改正前厚年法」という。)第42条の規定による老齢厚生年金(以下「改正前老齢厚生年金」といい、改正前老齢基礎年金と併せて「改正前老齢給付」という。)の支給を求めるということである。

第2 事案の概要

1 事案の概要

本件は、特老厚年金及び改正前老齢給付の裁定を請求した請求人に対し、厚生労働大臣が、後記2(2)記載の原処分をしたところ、請求人が、原処分を不服として、標記の社会保険審査官に対する審査請求を経て、当審査会に対し、再審査請求をしたという事案である。

2 本件再審査請求に至る経緯

本件記録によると、請求人が本件再審査請求をするに至る経緯として、次の各事実が認められる。

- (1) 請求人は、平成〇年〇月〇日(受付)、年金請求書(国民年金・厚生年金保険老齢給付)に合算対象期間(カ期間)に関する申立書(以下「本件合算対象期間申立書」という。)を添付して、厚生労働大臣に対し、国民年金法(以下「国年法」という。)第26条の規定による老齢基礎年金(以下「改正後老齢基礎年金」という。)及び厚年法第42条の規定による老齢厚生年金(以下「改正後老齢厚生年金」といい、改正後老齢基礎年金と併せて「改正後老齢給付」という。)の裁定を請求するとともに、特老厚年金及び改正前老齢給付の裁定を請求した。なお、本件合算対象期間申立書には、婚姻期間について「29歳頃～39、40歳頃まで(事実婚)」、配偶者について「漢字氏名：A、生年月日：昭和〇年〇月〇日、基礎年金番号：〇〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇」などが記載され、請求人の申立てに基づき年金事務所の担当者が作成した合算対象期間確認シート(年金請求書添付用)(平成〇年〇月〇日付け)には、項番1中の「⑤被用者年金各法の被保険者又は組合員の配偶者(事実婚)で、国民年金に任意加入しなかった期間」として「S〇. 〇～S〇. 〇」(昭和〇年〇月から昭和〇年〇月までの意と解される。)との記載が×印で抹消されている。
- (2) 厚生労働大臣は、平成〇年〇月〇日付けで、請求人に対し、本件合算対象期間申立書による請求人の申立てを認められないと判断した上で、改正後老齢給付について、平成29年8月1日(国年法第26条及び厚年法第42条等に係る機能強化法による改正の施行日。以下「本件施行日」という。)を受給権取得年月日として裁定し、同年9月分から、改正後老齢給付を支給し、もって、特老厚年金及び改正前老齢給付はこれを支給しない旨の処分(以下「原処分」という。)をした。
- (3) 請求人は、原処分を不服として、標

記の社会保険審査官に対する審査請求を経て、当審査会に対し、再審査請求をした。

第3 当事者等の主張の要旨 (略)

理由

第1 問題点

1 改正前国年法第26条の規定によれば、改正前老齢基礎年金は、保険料納付済期間（厚生年金保険の被保険者期間（以下「厚年期間」という。）を含む。以下同じ。）又は保険料免除期間を有する者が、65歳に達したときに、その者に支給するとされ、ただし、その者の保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が25年に満たないときは（以下、この要件を「改正前不支給要件」という。）、この限りでないとして、改正前国年法附則第9条第1項の規定によれば、改正前不支給要件に該当する者であっても、保険料納付済期間、保険料免除期間及び合算対象期間（本件施行日前にあっては改正前国年法附則第7条第1項に規定する合算対象期間をいい、本件施行日以後にあっては国年法附則第9条第1項に規定する合算対象期間をいう。以下同じ。）を合算した期間が25年以上であるものは、改正前不支給要件に該当しないものとみなすとされている。

また、改正前厚年法第42条の規定によれば、厚年期間を有する者が、① 65歳以上であること、② 保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が25年以上であること（以下、この②の要件を「改正前支給要件」という。）の2つの要件のいずれにも該当するに至ったときに、その者に、改正前老齢厚生年金を支給するとされ、改正前厚年法附則第14条第1項は、厚年期間を有する者であって、保険料納付済期間、保険料免除期間及び合算対象期間を合算した期間が25年以上であるものは、改正前支給要件に該当するものとみなすとされている。

そして、機能強化法による、改正前国

年法第26条及び改正前厚年法第42条の改正により、老齢基礎年金に係る改正前不支給要件中の「25年」及び老齢厚生年金に係る改正前支給要件中の「25年」はいずれも「10年」に改正され（以下、改正後の改正後老齢基礎年金に係るものを「改正後不支給要件」及び改正後の改正後老齢厚生年金に係るものを「改正後支給要件」とそれぞれいう。）、また、機能強化法による改正により、国年法附則第9条第1項は、保険料納付済期間、保険料免除期間及び合算対象期間を合算した期間が10年以上であるものは、改正後不支給要件に該当しないものとみなす旨の改正がされ、厚年法附則第14条第1項も、保険料納付済期間、保険料免除期間及び合算対象期間を合算した期間が10年以上であるものは、改正後支給要件に該当するものとみなす旨の改正がされている。なお、これら改正の施行日（本件施行日）は、平成29年8月1日とされている（公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律（平成28年法律第84号））。

2 請求人は、昭和〇年〇月〇日生の女子であるところ、① 60歳以上であること、② 1年以上の厚年期間を有すること、③ 本件施行日前にあっては改正前支給要件、本件施行日以後にあっては改正後支給要件に該当することの3つの要件のいずれにも該当するに至ったときは、特老厚生年金が支給されることとなっている（厚年法附則第8条、改正前厚年法第42条第2号及び同法附則第14条第1項並びに厚年法第42条第2号及び同法附則第14条第1項）。

3 国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号。以下「昭和60年改正法」という。）による改正前の国年法（以下「旧国年法」という。）第7条第2項第7号の規定によれば、被用者年金各法の被保険者等の配偶者（以下「特定配偶者」という。）は国民年金の強制加入の被保険者ではなかったが、旧国

年法附則第6条第1項の規定により、明治44年4月2日以後に生まれた特定配偶者は、都道府県知事に申し出て、国民年金の被保険者となることができ、当該申出をした者は、同条第2項の規定により、その申出をした日に国民年金の被保険者の資格を取得するとされていた。また、本件施行日前にあっては、機能強化法による改正前の昭和60年改正法附則第8条第5項（第1号）及び昭和60年改正法附則第48条第5項の規定により、改正前国年法附則第9条第1項及び改正前厚年法附則第14条第1項の各規定の適用について、本件施行日以後にあっては、昭和60年改正法附則第8条第5項（第1号）及び同法附則第48条第5項の規定により、国年法附則第9条第1項及び厚年法附則第14条第1項の各規定の適用について、いずれも、特定配偶者が旧国年法附則第6条第1項に規定する申出を行わなかったため、国民年金の被保険者とならなかった期間は、合算対象期間に算入するとされている。

そして、旧国年法第5条第5項の規定によれば、「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含むものとするとして

- 4 本件の場合、請求人が60歳に達した時点（平成〇年〇月〇日）において、同人が保険料納付済期間〇月（厚年期間〇月、厚年期間以外のもの〇月）、保険料免除期間〇月を有し、同人の保険料納付済期間と保険料免除期間の合計が〇月であったこと、請求人が旧国年法附則第6条第1項に規定する申出を行っていないこと、及び、A（昭和〇年〇月〇日生。以下「A」という。）が、厚生年金保険の被保険者資格を昭和〇年〇月〇日に新規取得し、平成〇年〇月〇日に喪失するまで同資格を継続して有していたことは、本件記録から明らかであり、当事者間にも争いはないものと認められるところ、請求人は、厚生労働大臣が請求人の合算対象期間に係る申立てを認められないとし

た上でした原処分を不服としているのであるから、本件の問題点は、昭和〇年〇月から昭和〇年〇月までの期間（以下「本件期間」という。なお、終期は昭和60年改正法による旧国年法の改正に係る施行日（昭和61年4月1日）前までとなる。）において、請求人がAと事実上婚姻関係と同様の事情にある者であり、本件期間を合算対象期間であると認めることができなしかどうかということである。

第2 事実の認定及び判断

- 1 本件記録によれば、前記「事実」欄第2の2記載の事実のほか、次の各事実が認められる。

(1) Aをそれぞれ筆頭者とする、B区長が証明する除籍（平成〇年〇月〇日転籍により消除。平成〇年〇月〇日付け。）、C市長が証明する除籍（本籍〇〇市〇〇町〇-〇-〇。平成〇年〇月〇日転籍届出。平成〇年〇月〇日転籍により消除。平成〇年〇月〇日付け。）及びD市長が証明する戸籍の全部事項証明書（平成〇年〇月〇日付け）並びにE市長が証明するFを筆頭者とする改製原戸籍（平成〇年〇月〇日付け）によれば、Aは、昭和〇年〇月〇日に出生し、昭和〇年〇月〇日にGと婚姻して、昭和〇年〇月〇日に同人と協議離婚した後、平成〇年〇月〇日に請求人と婚姻するまでの間、婚姻の記録はなく、請求人は、昭和〇年〇月〇日に出生し、平成〇年〇月〇日にAと婚姻するまでの間、婚姻の記録はない。また、請求人とAの婚姻関係は、その後継続している。

(2) E市長が証明するFを筆頭者とする改製原戸籍の附票（平成〇年〇月〇日消除。平成〇年〇月〇日付け。）によれば、請求人は、昭和〇年〇月〇日に〇〇区〇〇町〇〇〇-〇-〇-〇（以下「a宅」という。）に住所を定めた後、昭和〇年〇月〇日に同区〇〇町〇〇〇-〇-〇-〇（以下「b宅」という。）に、昭和〇年〇月〇日に同区〇〇町〇〇〇-〇-〇-〇（以下「c宅」

緒に部屋を変わり、それぞれの部屋において同居を継続していた。

請求人とAが平成〇年〇月〇日に婚姻の届出をしたのは、請求人とAは、ともに仕事で忙しく、婚姻の届出をしていなかったところ、親戚から早く婚姻の届出をするように言われたことによるものである。

2 以上に基づいて、本件の問題点について検討し、判断する。

- (1) 保険者は、戸籍上の夫婦でない者を旧国年法第5条第5項にいう事実上婚姻関係と同様の事情にある者とする認定等について、「生計維持関係等の認定基準及び認定の取扱いについて」（平成23年3月23日年発0323第1号厚生労働省年金局長通知。以下「本件通知」という。）を定めており、本件通知では、事実婚姻関係にある者（事実上婚姻関係と同様の事情にある者を指す。）とは、いわゆる内縁関係にある者をいうのであり、内縁関係とは、婚姻の届出を欠くが、社会通念上、夫婦としての共同生活と認められる事実関係をいい、次の2つの要件を備えることを要するものであることとしている。
- ア 当事者間に、社会通念上、夫婦の共同生活と認められる事実関係を成立させようとする合意があること。
- イ 当事者間に、社会通念上、夫婦の共同生活と認められる事実関係が存在すること。

- (2) 上記のような基準は、一般的・基本的なものとして、相当と解されるので、本件をこれに照らして、本件期間において、請求人がAと事実上婚姻関係と同様の事情にある者であったと認めることができなどうかを検討する。

前記1で認定した事実及び本件記録によれば、本件期間において、請求人がAと事実上婚姻関係と同様の事情にある者であったと認めるのが相当である。

すなわち、本件記録によれば、本件期間について、請求人の住所は前記1

(2)記載のとおり確認できるものの、Aの住所に関しては、本件期間に係る除籍した戸籍の附票もなく、戸籍の附票による確認はできないところ、前記1(4)イによれば、昭和〇年〇月〇日付け交付に係るAの運転免許証の住所はa宅とされ、昭和〇年〇月〇日付け交付に係るAの運転免許証の住所はb宅とされていることが認められるのであるから、昭和〇年〇月〇日におけるAの住民票上の住所はa宅で、昭和〇年〇月〇日におけるAの住民票上の住所はb宅であったとそれぞれ認めるのが相当である。そして、前記1(2)によれば、昭和〇年〇月〇日における請求人の住所はa宅であり、昭和〇年〇月〇日における請求人の住所はb宅であるのであるから、少なくとも昭和〇年〇月〇日及び昭和〇年〇月〇日の両日において、請求人とAは、それぞれa宅及びb宅において同一の住所であったと認められる。さらに、前記1(1)及び(2)によれば、請求人とAは、平成〇年〇月〇日に婚姻の届出をし、その時の本籍である〇〇市〇〇町〇-〇-〇は、請求人が平成〇年〇月〇日に住所を定めたd宅（部屋番号を除く。）にも一致するのである。また、請求人の審理期日における陳述と本件記録及び本件記録間の整合という点においても不自然な点は認められず、前記1(4)ウ記載のAの源泉徴収票についても、客観的な資料とはいえないものの、その住所は昭和〇年分（昭和〇年〇月〇日）及び昭和〇年分（昭和〇年〇月〇日）はa宅で、昭和〇年分（昭和〇年〇月〇日）はb宅で、いずれも、請求人の住所と同じであったことがうかがわれるのである。

これらを総合して考えるに、少なくとも、請求人とAは、昭和〇年〇月〇日において、a宅で同居していたと認められ、請求人とAは、d宅に住所を定めていた平成〇年〇月〇日に婚姻の届出をしているのであるから、請求人

とAは、a宅で同居を始めた後、請求人が転居したb宅、c宅及びd宅それぞれにおいても、同居していたと認めるのが相当であり、請求人とAは、a宅において同居をしていたと認められる昭和○年○月○日から婚姻の届出する平成○年○月○日前までの間、上記(1)ア及びイの要件をいずれも満たしていたと認めるのが相当であり、請求人は、本件期間について、Aと事実上婚姻関係と同様の事情にある者であったと認めるべきである。

- (3) そうすると、前記第1の3に掲示した法律の定めるところによれば、本件期間（昭和○年○月から昭和○年○月までの期間）において、Aは厚生年金保険の被保険者であり、請求人はAの配偶者（事実上婚姻関係と同様の事情にある者）であると認められるのであるから、請求人は特定配偶者に該当し、また、請求人は旧国年法附則第6条第1項に規定する申出を行っていないのであるから、本件期間は合算対象期間と認められるべきである。

そして、前記第1の1ないし3に掲示した法律の定めるところによれば、本件期間が合算対象期間であれば、合算対象期間は○月となり、保険料納付済期間（○月）及び保険料免除期間（○月）と合算した期間は○月となり、改正前不支給要件に該当しないものとみなせるし、改正前支給要件に該当するものとみなせるのであるから、請求人には、同人が60歳に達した平成○年○月○日を受給権取得年月日とする特老厚年金及び同人が65歳に達した平成○年○月○日を受給権取得年月日とする改正前老齢給付が、それぞれ裁定され、支給されるべきである。

- (4) 以上によれば、上記の趣旨と異なる原処分は相当でなく、取り消されなければならない。

よって、主文のとおり裁決する。